



**支部報**

第257号

発行所  
 (公社)神奈川労務安全衛生協会  
 横須賀支部  
 TEL 845-9522  
 FAX 845-9510  
 発行責任者 小平 一穂  
 編集責任者 小松 誠一

**全国労働衛生週間**  
 10月1日～7日

**「向き合おう！ ニころとからだの健康管理」**

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、九月七日開催予定の本年度の第七二回全国労働衛生週間横須賀地区推進大会は中止となりました。

◎横須賀労働基準監督署

阿部署長 一揆 挨拶

(公社) 神奈川労務安全衛生協会 横須賀支部及び会員の皆様方には、日ごろから労働災害の防止をはじめとした労働基準行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識の高揚と事業場における自主的労働衛生管理活動の促進と定着を図ることを目的として、昭和二五年に第一回を実施して以来、今年で七二回目を迎えます。

今年「向き合おう！ ニころとからだの健康管理」をスローガンとして、九月一日から三〇日までを準備期間、一〇月一日から七日までを本週間として全国労働衛生週間が実施されます。

労働者の健康をめぐる状況については、過労死等事案の労災認定件数が令和二年度には八〇二件となっており、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は依然として半数

を越えています。

労働衛生対策を進めるに当たっては、①労働衛生管理体制の確立、②作業環境管理、③作業管理、④健康管理、⑤労働衛生教育など基本的な対策を総合的かつ地道に実施していくことが必要となります。

皆様におかれましても、全国労働衛生週間を契機に労働衛生に関する意識の高揚と事業場における自主的労働衛生管理活動の促進と定着について、更なる取組をお願いいたします。

◎横須賀労働基準監督署 原安全衛生課長 趣旨説明

労働者の健康をめぐる状況については、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は半数を越えている状況にあり、過労死等を防止するために、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策の推進が必要です。

また、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためには、事業場で留意すべき「取組の五つのポイント」をはじめ、各事業場の実態に即した感染予防対策を徹底し継続することが求められます。

さらに、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)を策定し、健康づくり等の取組を推進していくこととしています。

日本の労働人口の約三人に一人が何らかの疾病を抱えながら働いている中で、職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面が増えることが予想されることから「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発等を進めることにより、企業の意識改革や地域における支援体制の強化を進めています。

化学物質に起因する労働災害のうち有害物による災害については、その八割が特定化学物質障害予防などの特別規則の対象物になっていないものが占めており、このような化学物質による健康障害を防止するため、各事業場におけるリスクアセスメント及びその結果に基づきリスク低減対策の実施を更に促進していくことが必要です。

また、石綿含有建材を用いて建設された建築物の解体工事の増加が見込まれる中、石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に行われていない事例が

散見されたことを踏まえ、令和二年七月に石綿障害予防規則を改正し、石綿によるばく露防止対策を強化したところです。

このような背景を踏まえ、各事業場での具体的な実施事項につきましては全国労働衛生週間実施要綱をご確認いただき、誰もが安心して健康に働ける職場づくりへの協力をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる「三つの密」(①密閉空間、②密集空間、③密接空間)を避けることを徹底しつつ、各事業場の労使協力のもと、全国労働衛生週間を実施いただくよう併せてお願いいたします。

◎全国労働衛生週間実施事項

- 今年度は、全体スローガンに「向き合おう！ ニころとからだの健康管理」また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、「うつらぬうつまぬルール」とも「みんなで守る健康職場」を、副スローガンと定めて実施します。
- ◎本週間(一〇月一日～七日)に実施する事項
- ① 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
  - ② 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
  - ③ 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
  - ④ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施

⑤ 労働衛生に関する講習会・学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

○準備期間(九月一日～三〇日)に実施する重点事項

- ① 過重労働による健康障害防止対策
- ② 職場におけるメンタルヘルス対策
- ③ 職場の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組
- ④ 労働災害予防的観点からの高年齢労働者に対する健康づくり
- ⑤ 化学物質による健康障害防止対策
- ⑥ 石綿による健康障害防止対策
- ⑦ 職場の受動喫煙防止対策
- ⑧ 治療と仕事の両立支援対策
- ⑨ 職場の腰痛予防対策
- ⑩ 職場の熱中症予防対策の推進
- ⑪ テレワークでの労働者の作業環境、健康確保

主な全国労働衛生週間の取組事項並びに詳細情報、支援体制等については、厚生労働省・神奈川労働局・中央労働災害防止協会等のホームページでご確認下さい。

全国労働衛生週間は、働く人の健康確保・増進を図り、誰もが安心して健康に働ける職場づくりに取り組む週間です。

この機会に自主的な労働衛生管理活動の大切さを見直し、積極的

(文責 二本木)



「安全で安心な店舗・施設づくり 推進運動」について

第三次産業における労働災害は増加傾向にあり、特に社会福祉施設、小売業及び飲食店の発生件数は第三次産業全体の約五割を占めています。

労働災害が増加している要因としては、人手不足や労働者の高齢化などの要因のほか、転倒災害、腰痛災害など行動災害によるものが多い中で、事業場の取組が進んでいないことや、店舗・施設に安全担当者がいないなど安全衛生活動が低調である中で、その活動をサポートすべき本社・本部の取組が不十分であることも指摘されています。このため、企業・法人全体での労働災害防止の取組を進めるとともに、店舗・施設における基本的な安全衛生活動にも着目した取組に配慮する必要があります。

また、第三次産業は経営者に労働者の安全衛生に対する関心が必ずしも高くない傾向がありますが、災害のない店舗・施設づくりは、施設利用者、消費者の安全にも寄与するものであることや人材確保にも資することを踏まえて、経営者の関心を高める必要があります。このことの訴求の明確化のため、昨年度までの本運動の名称が見直され、各種労働災害の防止のための取組を促進し、全社的な安全衛生活動を展開することにより、労働災害を減少させることを目的とするものです。

詳細については、中央労働災害防止協会の特設サイトを参照してください。

https://www.jisha.or.jp/campaign/tempo\_shisetsu/index.html

石綿障害予防規則が改正されました(令和二年一月一日等から順次施行)

発がん性など高い有害性を有する石綿(アスベスト)については、平成一八年九月一日に製造、輸入譲渡、提供又は使用が原則禁止されています。ただし、禁止される前には主に建築用材料として様々な用途で広範に使用されていたため、今なお現存する多くの建築物、工作物又は船舶に石綿含有材料が残っています。

これらの建築物、工作物又は船舶を解体又は改修するときに、適切な措置を講じなければ、石綿含有材料から石綿等の粉じんが飛散し、作業を行う方や周囲の方が石綿等を吸い込む恐れがあります。このため、石綿障害予防規則を定め、建築物、工作物又は船舶の解体又は改修作業を行う場合には実施すべき措置を罰則付きで義務付けてきたところです。

しかしながら、当該規則で義務付けている作業開始前の石綿等の使用の有無の調査や、監督署への届出が適切になされていない事例、石綿等が使用されている建築物、工作物又は船舶を解体又は改修するときに必要な措置を実施していない事例が散見されていることから、当該規則を改正しました。

石綿による肺がん、中皮腫等に罹患し労災認定された方の数は、昨年度は一一〇〇名を超えており(建設業や船舶製造又は修理業で特に多い)、今後建築物等の老朽化に伴い解体工事又は改修工事が増える予想されていることから、当該工事を発注する場合等には、受注業者等に対し、石綿対策の重要性を含め改正趣旨、内容等の周知徹底をお願い致します。改正内容の詳細については、神奈川県労働局ホームページに掲載しているリーフレットを参照ください。

https://site.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/content/contents/00857330.pdf

神奈川県最低賃金の改正について

令和三年一月一日から、神奈川県最低賃金は、時間額一〇四〇円(二八円引き上げ)となります。詳細については、神奈川県労働局のホームページを参照ください。

https://site.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/hourei\_seido\_tetsuzuki/saiteichingin\_chinginseido/saichin.html

令和三年度「神奈川県労働安全衛生大会」

新型コロナウイルス感染症拡大防止と参加者皆様の安全を最優先に考え、オンデマンド配信にて開催することになりました。各事業場におかれましては、本大会の趣旨をご理解のうえ多数ご参加ください。ご案内申し上げます。

詳しくは、かながわ九月号(九月一日発送に同封)又は、協会ホームページをご確認ください。(文責 辻)

★ ご婚礼・ご宴会承ります ★
よこすか平安閣
〒238-0041 横須賀市本町1-4(ベース前)
ご予約、お問い合わせはフロント予約係まで
フリーダイヤル 0120-23-1122
http://www.heiankakuyokosuka.com

お気軽に、ご相談ください！
安全衛生診断・改善指導、安全衛生教育・講演
化学物質のリスクアセスメント教育等
白須労働衛生コンサルタント事務所
所長 白須吉男
〒239-0845 神奈川県横須賀市粟田1-23-10
電話(FAX) 046-848-2301
E-mail: yshirasu@jcom.home.ne.jp

デザイン・オフセット印刷・オンデマンド印刷
有限会社 舟津印刷
〒220-0061 横浜市西区久保町31-23
TEL: 045-242-3171(代)
FAX: 045-241-0478
E-mail: lei05155@nifty.com

21世紀 企業の発展は
働く人の健康確保から
50人未満の事業場の事業主・労働者の皆さん 地元の産業医による健康保健サービスをご利用ください(無料です)
三浦半島地域産業保健センター
(神奈川県産業保健総合支援センター・三浦半島窓口)
〒238-0005 横須賀市新港町1-11(横須賀市医師会館内)
TEL&FAX 046-822-3053